

徳島県公安委員会告示第九号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定に基づき、運転免許取得者等教育を行う者から次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年七月十四日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

運転免許取得者等教育を行う者の名称	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称		変更事項	内容		変更年月日
株式会社 小松島自動車教習所	小松島自動車教習所		代表者の氏名	変更前 平山 洋介	変更後 平山 貴郎	令和五年七月一日